

子育て世帯への臨時特別給付金

問やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

令和3年11月19日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、子育て世帯の生活支援を行うために、対象となる方に給付金を支給します。

●給付額／児童1人あたり一律10万円

※児童1人につき1回限り

●対象児童

①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童

②令和3年9月30日時点で15歳以上18歳以下（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童

※保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合

③令和4年3月31日までに生まれた新生児

※児童手当の支給対象となる場合

※18歳以下の児童が学生か就職しているかは問わないが、婚姻中の場合は対象外。

●支給対象者／支給対象児童の保護

者のうち、児童手当の受給者もしくはそれに準ずる対象者（所得の高い方）に支給します。
※児童手当の特例給付を受給している方は支給対象外です。

児童手当の所得制限限度額表

扶養親族等の人数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円
5人	812万円	1,040万円

※収入金額の目安は、給与収入のみで計算しています。

●支給手続き

①児童手当を受給している方は原則申請不要です。令和3年12月下旬

から順次、児童手当の支給口座に振込予定です。振込前にはお知らせを送付しますので、給付金受給を辞退される方は期日までに申し出てください。

※当初対象者の方には令和3年12月24日に支給済みです。

②対象児童②のみを養育している方と公務員の方は申請が必要です。

令和3年12月下旬にお知らせを送付しておりますので、必ず期日までに申請してください。

※申請書が届き次第精査し、翌月末に支給予定です。

●注意事項

①口座解約、名義変更等により指定口座への振込ができない場合、給付金を受け取ることができませんので事前にご確認をお願いします。

②給付金を二重で受け取ることにはできません。別市町村から受給された、もしくは申請した方は必ず申し出てください。

し出てください。

③令和4年3月31日までに生まれた新生児については、児童手当の申請認定後、随時お知らせを送付しますのでご確認ください。

※公務員の方は出生届の際に給付金の申請が必要です。

●お願い

本給付金は私たちの国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から給付を行います。この趣旨は、離婚などの場合であっても変わるものではありませんので、基準日前後で養育者が異なる場合には、子どもたちにとって望ましい用途についてよく話し合っていたり、子どもたちのためにご活用いただけるよう受給者の皆さまにご協力をお願いいたします。

●申請期限

・対象児童②のみ養育している方、公務員の方／2月28日（月）必着
・新生児の保護者の方／4月15日（金）必着

※申請期限を過ぎると給付金の受け取りができませんのでご注意ください。

●内閣府給付金コールセンター

☎ 0120・526・145
※9時～20時まで